

障がい福祉サービス等事業所 各位

山形市福祉事務所長 土田 郁子

(公 印 省 略)

障がい福祉サービスの報酬算定に係る緊急事態の認定の運用等について (通知)

日頃より、当市の障がい福祉行政にご理解とご協力をいただき、感謝いたします。

みだしの件につきまして、下記のとおり通知いたしますので、ご了承くださいようお願いいたします。

記

1. 概要

一部の障がい福祉サービスの報酬の算定条件となる「障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態」等 (以下「緊急事態」と総称します) については、別添 (国のQ&A集) のとおり支給決定主体である市町村が判断することとされています。また、報酬の請求にあたり、市町村が緊急事態として認めたことが明らかな書面等の記録が必要です。

今般、緊急事態において実施した支援に係る報酬の算定について、当市における運用を整理し、改めて各事業者様へ通知するものです。

2. 緊急事態の認定及び運用

別紙「山形市における緊急事態等の認定の運用」のとおりです。

3. 留意事項

(1) 本通知は、あくまでも山形市における運用についてお知らせするものです。他市町村における運用については、それぞれの市町村担当部門へお問い合わせください。

(2) 障がい福祉サービスの報酬については、引き続き厚生労働省告示その他の国が定める基準に従って算定されるようお願いいたします。

【本通知に係る連絡先】

山形市福祉推進部障がい福祉課 障がい福祉第二係
電話番号：023-641-1212 (内線 580)

(抄)

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1
(平成30年3月30日)

【目次】

1. 障害福祉サービス等における共通的事項	1
(1) 加算等の届出	1
(2) 共生型サービス	1
(3) 地域生活支援拠点等	6
(4) その他障害福祉サービス等における横断的事項	9
2. 訪問系サービス	10
(1) 居宅介護	10
(2) 重度訪問介護	12
(3) 同行援護	16
(4) 行動援護	18
3. 生活介護、短期入所	18
(1) 生活介護	18
(2) 短期入所	20
4. 自立訓練（機能訓練・生活訓練）、自立生活援助、共同生活援助	21
(1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	21
(2) 自立生活援助	22
(3) 共同生活援助	24
5. 相談支援	27
(1) 計画相談支援・障害児相談支援	27
(2) 地域移行支援・地域定着支援	32
6. 障害児支援	33
(1) 障害児支援共通	33
(2) 障害児通所支援（居宅訪問型児童発達支援）	34
(3) 障害児通所支援（居宅訪問型児童発達支援以外）	35
(4) 障害児入所支援	40

みなすこと。

(3) 地域生活支援拠点等

(運営規程)

問13 地域生活支援拠点等相談強化加算（計画相談）、体験利用支援加算（地域移行）、体験利用加算（各日中活動サービス）、体験宿泊支援加算（施設入所）、地域体制強化共同支援加算（計画相談）については、運営規程に地域生活拠点等に位置付けられていることが要件になっているが、実際に事業所が地域生活支援拠点等に位置付けられているか否かをどのように確認すればよいか。

(答)

地域生活支援拠点等は、市町村又は障害保健福祉圏域で整備することになるため、事業所が地域生活支援拠点等に位置付けられているか否かは、事業所の所在する市町村等に確認されたい。

なお、都道府県においては、平時から市町村と連携し、各市町村内で地域生活支援拠点等に位置付けられている事業所等を把握しておくことが望ましい。

(相談機能（地域生活支援拠点等相談強化加算）①)

問14 「障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者」とはどのような者か。

(答)

例えば、単身の障害者で普段は緊急対応を要さないため、地域定着支援の支給対象にはならなかったが、

- ・ 家族、第三者からの権利侵害、虐待等により、一時的に緊急短期入所の対応を要した
- ・ 精神障害による病状悪化のため、一時的に緊急短期入所の対応を要した

等の者が考えられるが、当該利用者やその家族の状況等を踏まえて、市町村において判断されたい。

(相談機能（地域生活支援拠点等相談強化加算）②)

問15 拠点等が整備済の市町村等において拠点等に位置付けられている特定相談支援事業所が、拠点等が未整備である他市町村等の利用者に対して支援を行っている場合、拠点等の加算（地域生活支援拠点等相談強化加算、地域体制強化共同支援加算）の算定は可能か。

(答)

当該事業所が拠点等に位置づけられていれば加算を算定できる。

ただし、当該事業所が個別支援計画を作成している利用者に限る。

(相談機能(地域生活支援拠点等相談強化加算③)、地域の体制づくり機能(地域体制強化共同支援加算)①)

問16 市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている指定特定相談支援事業所の当該加算の取扱い如何。

(答)

当該加算については、計画相談支援事業所を対象にしていることから、要件を満たせば算定可能である。ただし、算定に当たっては、当該加算に係る計画相談支援事業所の支援や負担等に対する評価と障害者相談支援事業の委託を受ける際の業務内容とそれに係る費用について市町村と十分に協議し、整理の上、算定されたい。

(緊急時受入・対応機能(緊急短期入所受入加算、定員超過特例加算))

問17 「介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由」について、具体的な事例はどのようなものか。

(答)

例えば、

- ・ 介護をしていた親が急病や事故により、長期間入院することとなった場合
- ・ 介護をしていた親が長期出張等のため、一定期間介護が難しくなった場合
- ・ 虐待の恐れがあり帰宅に時間を要する場合
- ・ 大規模災害により避難し帰宅に時間を要する場合

等が考えられるが、当該利用者やその家族の状況等を踏まえて、市町村において判断されたい。

(緊急時受入・対応機能(定員超過特例加算②))

問18

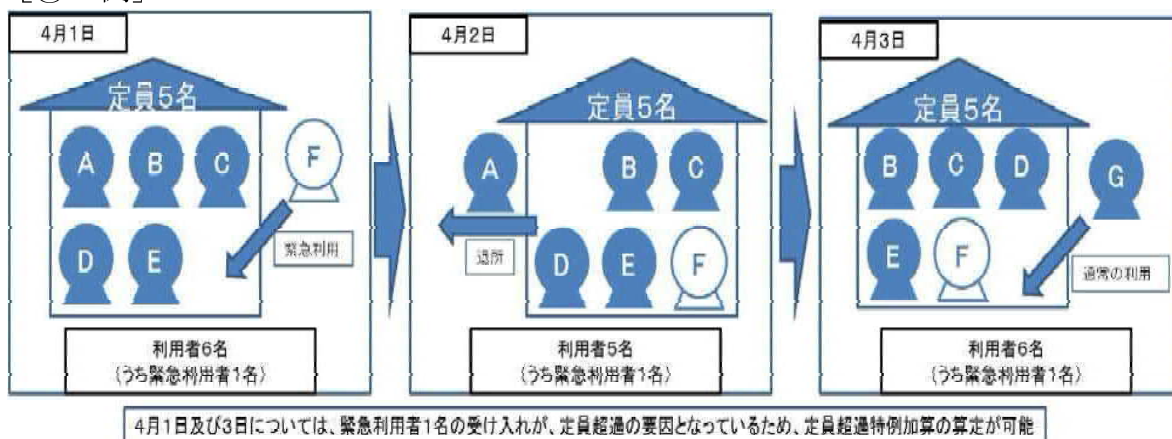
- ① 緊急の受入れを行ったことで定員超過になり、定員超過特例加算を算定したが、翌日には別の利用者が退所したことで、定員超過が解消され、定員超過特例加算の算定を終了した。その2日後に、元々利用の予約が入っていた利用者を受け入れたことで再び定員超過となった。この場合、改めて定員超過特例加算を算定することはできるか。
- ② 1人の緊急受入れを行ったが、その他に元々予定されていた利用者2人の受入れもあり、合計2人定員を超過した。この場合にも、定員超過特例加算は算定できるのか。また、定員超過減算は適用されないのか。

(答)

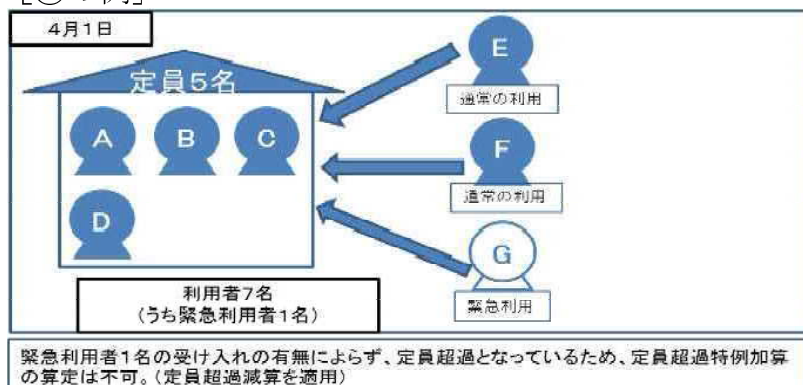
- ① 緊急の受入れを行った日から起算して10日以内について、緊急の受入れが要因となって定員超過となっている場合は、定員超過特例加算の算定が可能である。

- ② 緊急の受入れを行った場合であっても、緊急の受入れを要因としない定員超過が生じている場合は、定員超過特例加算は算定できず、定員超過減算の適用となる。

[①の例]



[②の例]



(緊急時受入・対応機能 (定員超過特例加算③))

問19 ベッドが満床である場合であっても、やむを得ず緊急の受入れを行う場合は、受け入れることは可能か。

(答)

介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった等の理由により受け入れる場合は、一時的かつ限定的な取扱いとして、利用者へのサービス提供に十分な配慮の上、支障がないことをもって、必ずしも居室でなくても受け入れることを可能とする。

(別紙) 山形市における緊急事態等の認定の運用

1. 緊急事態の認定

(1) 基本的な運用

障がい福祉サービス等の支給申請に際して、次のア及びイに掲げる事項を記載したサービス等利用計画案をご提出いただきます。

ア 個々の障がい者の方の状況を踏まえた、緊急の対応が必要となる事態の想定

イ アの事態が生じた場合の対応の障がい福祉サービス等の利用の計画

当該計画案を勘案して障がい福祉課が支給決定を行うことで、アに記載された事態を緊急事態として事前に認定することを基本とします。

(2) 基本的な運用が困難である場合の運用

① サービス等利用計画案を提出する機会が直近にない利用者の場合

サービス等利用計画の内容について、利用者本人の同意を得るなど規定の手續に基づき上記(1)のア及びイを記載する変更が行なわれたことを以て、(1)の基本的な運用に準じるものとします。次回の支給申請の際に、(1)の運用を行いません。

② 計画に記載のない不測の緊急事態が生じた場合等

サービス等利用計画に記載のない緊急事態が生じた場合等においては、事後的に緊急事態の認定を行いません。山形市障がい福祉課担当者あてご報告ください。

2. 緊急事態に実施した支援内容に係る報酬の請求

(1) 上記1の(1)のアの事態が生じ、同イのサービス利用があった場合に、当該サービスに係る報酬を算定することを基本とします。上記1の(2)の①の運用を行なった場合もこれに準じます。

(2) 上記1の(2)の②の事態の場合は、事後的な緊急事態の認定の如何にもよりますので、個別にご相談ください。

(3) 引き続き、サービス等利用計画、同計画に基づく個別の支援計画等、支援記録その他必要な書面等については、適切に作成し保管するようお願いいたします。

以上